

障害者雇用促進アドバイザー 制度をご利用ください

岡山県では、障害のある人の雇用を検討されている中小企業等を対象に、アドバイス等を行う「**障害者雇用促進アドバイザー制度**」を設けています。アドバイザーが貴事業所を訪問し、様々な不安の解消など、障害のある人を雇用するうえでの相談へのアドバイスを行います。障害のある人の雇用をお考えの事業主の方や障害のある人の雇用でお知りになりたいことがある事業主の方はお気軽にご相談ください。



ご利用の流れ

- 1 「障害者雇用促進アドバイザー派遣申請書」(様式第1号)を、岡山県産業労働部労働雇用政策課に郵送、FAX またはメールで提出してください。
- 2 県が申請書を審査し、適当と認められる場合はアドバイザーと調整の上、派遣するアドバイザーを決定し、「障害者雇用促進アドバイザー派遣決定通知書」により中小企業等に通知します。
- 3 アドバイザーが相談等に従事する時間は、1回当たり2時間以内とします。

＼詳細はこちら／



障害者の法定雇用率が段階的に引き上げられます。(令和6年4月以降)

民間企業の障害者法定雇用率が令和6年4月から2.5%、令和8年7月から2.7%に引き上げになります。

雇用分野における障害者差別は禁止、合理的配慮の提供は義務です。

平成28年4月1日から障害者雇用促進法が改正施行され、雇用の分野で、障害者に対する差別が禁止され、合理的配慮の提供が義務となりました。ポイントは次の3つです。

①雇用分野での障害者差別の禁止

障害者であることを理由とした障害のない人との不当な差別的取扱いが禁止されています。

②雇用分野での合理的配慮の提供義務

障害者に対する合理的配慮の提供が義務付けられています。

③相談体制の整備・苦情処理、紛争解決の援助

障害者からの相談に対応する体制の整備が義務付けられています。

障害者からの苦情を自主的に解決することが努力義務とされています。



岡山県産業労働部労働雇用政策課労働調整班

〒700-8570 岡山市北区内山下2-4-6

電話：086-226-7386 FAX：086-226-7869

E-mail：rosei@pref.okayama.lg.jp

©岡山県「ももっち・うらっち」